

今後の公共施設のあり方に関する基本方針

【改訂版】

平成26年3月

函館市

目 次

1	策定の目的	1
2	基本的な考え方	2
3	対象施設	
	(1) 公共施設の定義	3
	(2) 評価の対象施設	3
4	評 価	
	(1) 公共施設の見直し検討フロー	4
	(2) 評価基準	5
5	評価後の進め方	7
6	基本方針の推進のために	7
※ 対象施設リスト		
	(1) 記載内容について	8
	(2) 対象施設リスト	10

1 策定の目的

本市が保有する公共施設は、時代の変化や市民ニーズに対応しながら、順次、整備や取得を進め、経年により老朽化した施設については、修繕や改修を行い、性能の維持・向上を図ってきました。

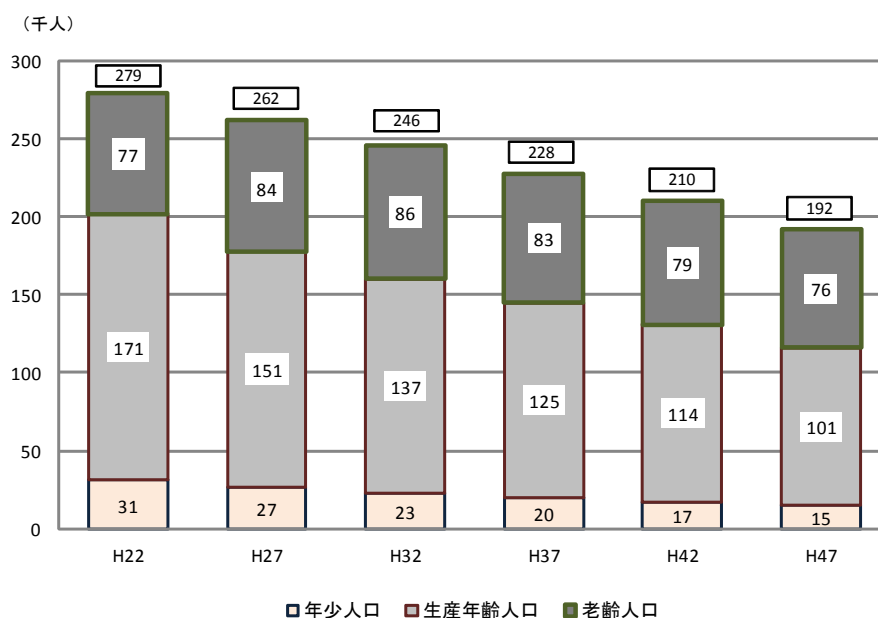
こうした状況の中で、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計（平成25年3月推計）では、平成22年に約27万9千人の本市の人口は、少子化の進行等により減少し続け、平成47年には約19万2千人となることが予測されています。

また、現在、保有している全ての施設を維持していくためには、維持管理経費や更新経費など多大な財政負担が伴い、今後の本市の財政を圧迫していくこととなります。

このような本市を取り巻く状況のほか、社会経済情勢が大きく変化する中で、市民ニーズも多様化・高度化してきていることなどを踏まえると、公共施設は、それらに応じた適正な数や規模および機能へと変化させていく必要があります。

そのため、この基本方針は、今後の公共施設のあり方を決定していくにあたっての基本的な方向性を示すものとして策定するものです。

【図1 人口と人口構成の見通し】



(参考 国立社会保障・人口問題研究所)

2 基本的な考え方

本市においては、今後も人口減少や厳しい財政状況が続くことを踏まえ、必要な機能の維持に配慮しながら、施設数の削減や規模を見直し、維持管理経費や将来における老朽化に対応した大規模な改修や建替のための更新費用等の削減に取り組んでいきます。

さらには、市民ニーズや社会経済情勢の変化を見通し、災害時への対応に関わる防災の視点や、「新函館市総合計画」および「函館市都市計画マスタープラン」で示しているコンパクトなまちづくりの視点などを考慮しつつ、取り組みを進めていきます。

こうした考え方を踏まえ、取り組みの3つの柱を設定したうえで、各施設毎に今後の基本的な方向性を検討していきます。

[取り組みの3つの柱]

1. 施設機能の最適化 [設置意義の検討（機能の必要性の検討）]

各施設が担う機能の必要性の検討を行います。

2. 施設数の適正化 [施設処分の検討]

機能の必要性がないと判断された施設については、処分するための取り組みを進め、特に、老朽化が進んでいる施設は、売却するための検討を進めていきます。

また、比較的新しい施設で、他の用途での利用が適切な場合に限って、転用の検討を行います。

3. 管理運営方法の最適化 [効率的な管理運営方法の検討]

機能の必要性があると判断された施設については、より効率的な管理運営を行うための検討を進めていきます。

3 対象施設

(1) 公共施設の定義

この基本方針における公共施設は、本市で保有する公有財産（企業会計所管分を除く）のうち、行政財産の建物として利用されている施設とします。

【図2 公有財産の分類（地方自治法第238条）】

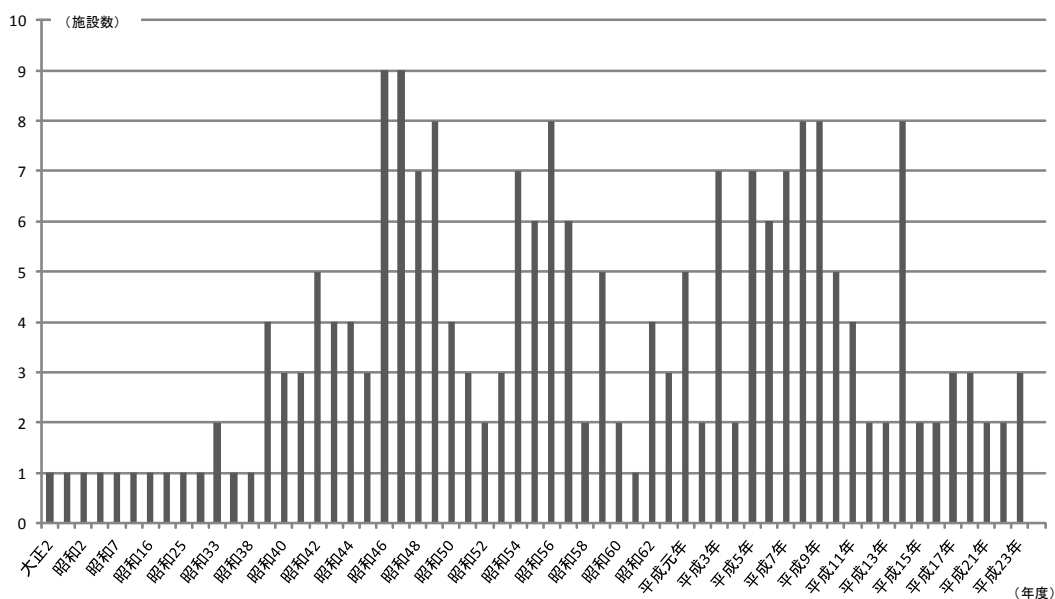
公有財産	行政財産	地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産	公用財産	地方公共団体がその事務又は事業を執行するためのもの	庁舎等の建物の敷地及び <u>建物</u>
			公共用財産	住民の一般的な共同の利用に供するもの	道路、学校、公園等の敷地及び <u>建物</u>
	普通財産	行政財産以外は一切の公有財産			

※ 競輪場は普通財産ですが、この基本方針においては、公共施設として取り扱うこととします。

(2) 評価の対象施設

評価の対象とする施設は、上記の公共施設のうち、既に個別計画を定めている施設（市営住宅や学校等）などを除く、対象施設リスト（P10～20）に記載の219施設とします。

【図3 基本方針の対象施設（建築年度別）】

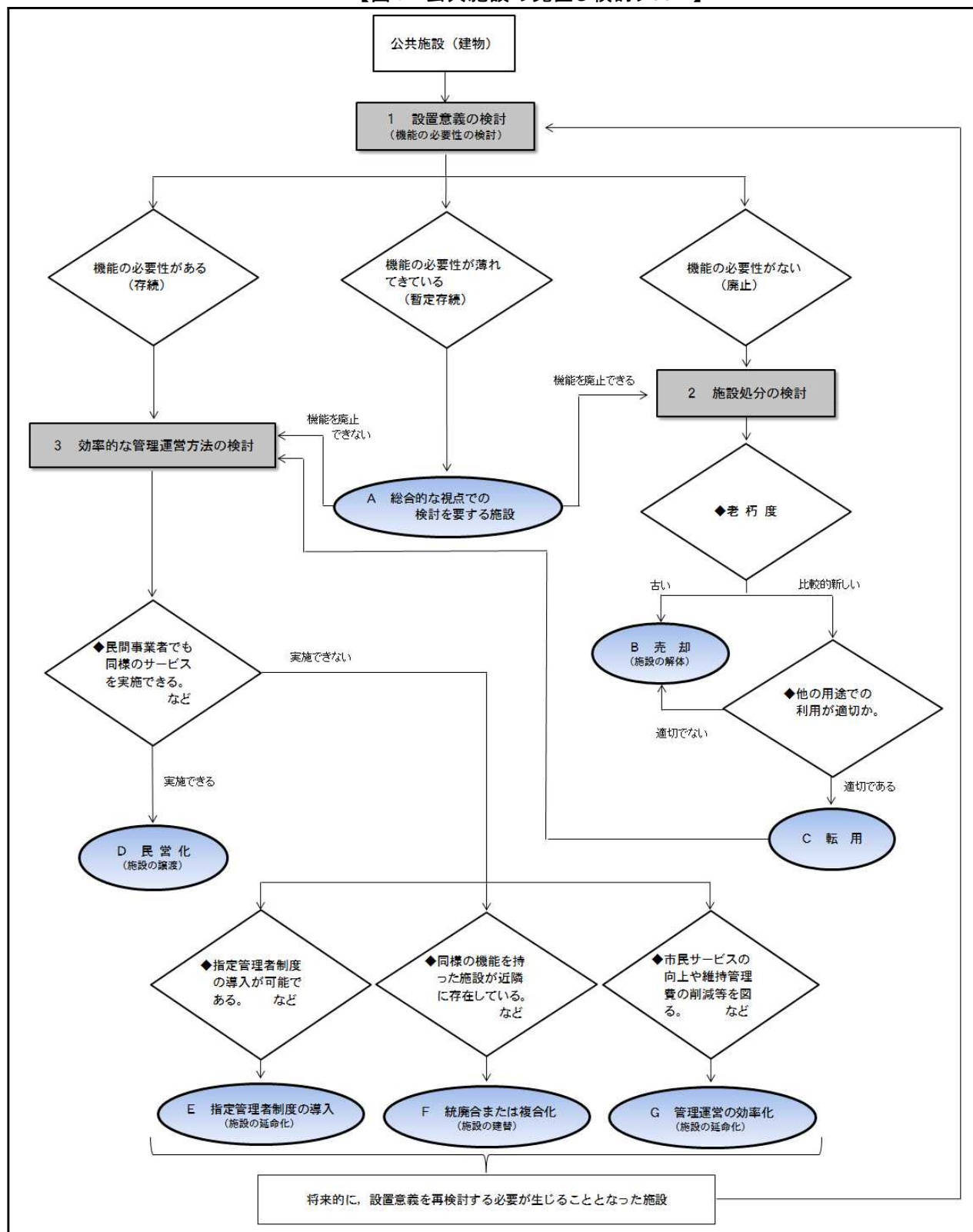


4 評価

(1) 公共施設の見直し検討フロー

取り組みの3つの柱に基づく次の検討フローにより、対象施設の設置意義（機能の必要性）などについて検討し、「A総合的な視点での検討を要する施設」から「G管理運営の効率化」の7区分に評価します。

【図4 公共施設の見直し検討フロー】



(2) 評価基準

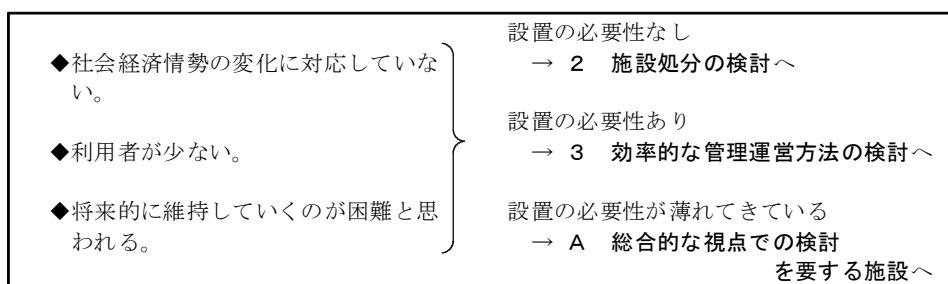
公共施設の見直し検討フローの評価基準は次のようになっています。

1 設置意義の検討（機能の必要性の検討）

社会経済情勢や市民ニーズの変化により、公共施設の設置意義（機能の必要性）が薄れてきている施設が見受けられます。

このような中で、今後も、設置を存続する必要があるのか改めて見直すため、次の視点から検討します。

【図5 設置意義（機能の必要性）を検討する主な視点】



A 総合的な視点での検討を要する施設

機能の必要性が薄れてきていると判断された施設については、現時点で存廃を拙速に判断するのではなく、庁内会議による総合的な視点での検討など、十分な調査や議論等を行ったうえで、機能の必要性について判断します。

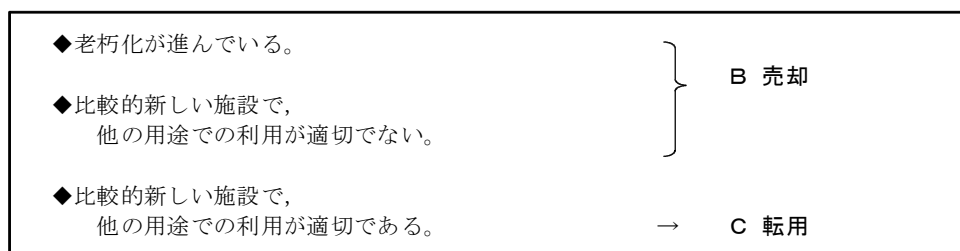
なお、機能の必要性が判断されるまでは、暫定存続の施設として取り扱います。

2 施設処分の検討

機能の必要性がないと判断された施設については、当該施設を処分するための取り組みを進めていきますが、特に、老朽化が進んでいる施設については、売却するための検討を進めていきます。

なお、比較的新しい施設で、他の用途での利用が適切な場合に限り、転用を検討します。

【図6 施設処分を検討する主な視点】



3 効率的な管理運営方法の検討

機能の必要性があると判断された施設については、より効率的な管理運営のため、市民サービスの向上とコストの削減を検討します。

【図7 効率的な管理運営方法を検討する主な視点】

◆民間事業者でも同様のサービスを実施できる。	→ D 民営化
◆民間事業者では同様のサービスを実施できない。	
◆指定管理者制度の導入が可能である。	→ E 指定管理者制度の導入
◆同様の機能を持った施設が近隣に存在している。	→ F 統廃合または複合化
◆市民サービスの向上や維持管理費の削減等を図る。	→ G 管理運営の効率化

また、効率的な管理運営方法を検討する主な視点の具体的な内容は、次のとおりです。

D 民営化

同様のサービスを民間事業者において実施できる施設については、民間事業者への施設の譲渡による民営化を検討します。

【図8 民営化を検討する主な視点】

◆民間事業者でも同様のサービスを実施できる。
◆法律等により、民間事業者が行うことに明確な制約がない。
◆民間事業者に行わせることにより、市民ニーズにあった開館日や開館時間の拡大など、サービスの充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。

E 指定管理者制度の導入

指定管理者制度の導入が可能な施設については、制度導入の検討を進めていきます。

【図9 指定管理者制度導入を検討する主な視点】

◆採算性がないため、民営化できない。
◆民間事業者等に行わせることにより、市民サービスの向上と行政コストの削減が期待できる。
◆利用料金制を導入することで、収益が期待できる施設である。

F 統廃合または複合化

効率的な施設配置の観点から類似機能を有する施設との統廃合または複合化などを検討します。

【図10 統廃合または複合化を検討する主な視点】

- ◆同様の機能を持った施設が近隣に存在している。
- ◆統廃合や複合化することにより、建替経費や維持経費の削減が期待できる施設である。
- ◆利用者数は少ないが、機能を廃止できない施設である。

G 管理運営の効率化

市民サービスの向上とコスト削減のため、引き続き、より効率的な管理運営に努める必要があります。

これらの施設については、その設置目的や運営の形態などを踏まえた手法を検討します。

【図11 管理運営の効率化を検討する主な視点】

- ◆利用率の向上や収支改善のほか、市民サービスの向上および維持経費の削減が期待できる。

5 評価後の進め方

今後、施設の所管部局において、各施設毎の今後の基本的な方向性を踏まえ、売却や延命化等に向けた検討を進めていきます。

また、検討を進める際は、総合計画の実施計画や個別計画等に位置付けるなど計画的に進めるほか、必要に応じて、パブリックコメント等の市民コンセンサスを得るための諸手続きなどを実施します。

6 基本方針の推進のために

この基本方針で対象外となる小・中学校校舎については、他の公共施設の今後の方向性を検討するにあたって多大な影響を及ぼすことが考えられることから、その取り扱いについて早期の方針決定が必要となります。

また、今後の検討を進めるうえで、延命化を図るための大規模な改修や建替するための更新費用のほか、廃止する建物の解体費用など、多額の経費が必要となるため、そのための財源の確保に努めます。

※ 対象施設リスト

(1) 記載内容について

対象施設リストに記載されている項目の内容については、次のア～オのとおりです。

施設名	老朽度	地区区分	避難所	所管部局
ア	イ	ウ	エ	オ

ア：施設名

施設名の前に◆が付いているもの（74施設）は、「函館市行財政改革プラン2012」の中で見直しの対象となっているものを記載しています。

また、当該施設用地が借地であるもの（29施設）については、施設名の後ろにカッコ書きでその旨（国有地または借地）を記載しています。

さらに、指定管理者制度を導入しているもの（105施設）については、施設名の右下にその旨を記載しています。

イ：老朽度

老朽度欄は、1段目に老朽度判定、2段目に建築年度とカッコ書きで経過年数、3段目には耐用年数を記載しています。

1段目の老朽度判定は、経過年数が耐用年数に占める割合で判定し、下記の4区分で記載しています。

- ・耐用年数の20%以内の経過 ◎
- ・耐用年数の60%以内の経過 ○
- ・耐用年数の90%以内の経過 △
- ・耐用年数の90%を超える経過 ×

次に、3段目の耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令）を基に、下記の5区分で記載しています。

- ・鉄筋コンクリート 50年
- ・金属造等 38年
- ・木造 24年
- ・船舶 15年
- ・簡易建物 10年

【老朽度判定の内訳】

(単位：施設、%)

	50年	38年	24年	15年	10年	計	割合
耐用年数の20%以内	14	6	1			21	9.6
耐用年数の60%以内	33	20	4			57	26.0
耐用年数の90%以内	33	7	20			60	27.4
耐用年数の90%超	9	16	54	1	1	81	37.0
計	89	49	79	1	1	219	100.0
割合	40.6	22.4	36.0	0.5	0.5	100.0	

ウ：地区区分

施設の設置場所を「新函館市総合計画」の地区区分に基づき、下記の6区分で記載しています。

- 1 西部：西部地区（36施設）《16.4%》
[入舟町, 元町, 大手町, 大森町, 若松町ほか]
- 2 中央部：中央部地区（32施設）《14.6%》
[千歳町, 田家町, 千代台町, 日乃出町, 松陰町ほか]
- 3 東央部：東央部地区（26施設）《11.9%》
[川原町, 湯浜町, 根崎町, 上野町, 高松町ほか]
- 4 北東部：北東部地区（16施設）《7.3%》
[亀田本町, 本通1～4丁目, 美原1～5丁目, 陣川町ほか]
- 5 北部：北部地区（10施設）《4.6%》
[港町1～3丁目, 北浜町, 亀田港町, 桔梗町ほか]
- 6 東部：東部地区（99施設）《45.2%》
[戸井地区, 恵山地区, 椴法華地区, 南茅部地区]

エ：避難所

避難所マップ等により、下記の6区分で記載しています。

地震：地震避難所 土砂：土砂災害避難所
津波：津波避難所 火山：火山災害避難所
洪水：洪水避難所 津波ビル：津波避難ビル

【避難所の内訳】

(単位：施設)

	施設数	左記施設の避難所区分(重複あり)						指定なし
		地震	津波	洪水	土砂	火山	津波ビル	
1 西部	36	10	1		5		2	25
2 中央部	32	9	1					23
3 東央部	26	7	1	3	3			19
4 北東部	16	9			1			7
5 北部	10	3		3				7
6 東部	99	47	14		21	22	1	53
計	219	85	17	6	30	22	3	134

オ：所管部局

施設の所管部局名を記載しています。

(2) 対象施設リスト [219施設]

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	所管部局
1	◆産学官交流プラザ(借地) 指定管理	◎ H17(7年) 法耐50年	5 北部	—	企 画
2	◆臨海研究所	◎ H18(6年) 法耐50年	1 西部	—	
3	青函連絡船記念館摩周丸 指定管理(利用料金制)	× S40(46年) 法耐15年	1 西部	—	
4	国際交流施設	× S39(47年) 法耐50年	1 西部	—	
5	本庁舎	○ S57(29年) 法耐50年	1 西部	地震 津波ビル	総 務
6	地域交流まちづくりセンター 指定管理(利用料金制)	× T12(89年) 法耐50年	1 西部	—	
7	競輪場	◎ H14(10年) 法耐50年	2 中央部	—	競輪事業
8	亀田支所	△ S53(33年) 法耐50年	4 北東部	—	市 民
9	湯川支所	○ S57(29年) 法耐50年	3 東央部	—	
10	銭亀沢支所	△ S42(44年) 法耐50年	3 東央部	—	
11	女性センター (東川児童館併設) 指定管理	△ S46(40年) 法耐50年	1 西部	—	
12	リサイクル機器入舟保管庫 (もと西部児童館)	× S37(49年) 法耐24年	1 西部	—	
13	リサイクル機器堀川保管庫 (障がい者地域活動支援センター併設)	× S55(31年) 法耐24年	2 中央部	—	保健福祉
14	函館市斎場 指定管理	○ H3(21年) 法耐50年	1 西部	—	
15	戸井斎場 指定管理	○ H10(14年) 法耐50年	6 東部	—	
16	椴法華斎場 指定管理	○ H13(11年) 法耐50年	6 東部	—	
17	南茅部斎場 指定管理	○ H1(23年) 法耐50年	6 東部	—	
18	◆谷地頭老人福祉センター(借地) (谷地頭いきいき交流センター内) 指定管理	○ H11(13年) 法耐50年	1 西部	地震 土砂	
19	◆美原老人福祉センター 指定管理	△ S55(31年) 法耐38年	4 北東部	—	
20	◆湯川老人福祉センター 指定管理	× S44(42年) 法耐38年	3 東央部	—	

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	所管部局
21	◆慰霊堂 (青少年ホール)	×	1	—	保健福祉
		S13(73年) 法耐50年	西部		
22	◆総合福祉センター (あいよる21)	○	1	地震 津波ビル	
	指定管理	H5(19年) 法耐50年	西部		
23	◆デイサービスセンター入舟 (フレトピアセンター入舟内)	○	1	地震 土砂	
	指定管理(利用料金制)	S58(28年) 法耐50年	西部		
24	◆デイサービスセンター谷地頭(借地) (谷地頭いきいき交流センター内)	○	1	地震 土砂	
	指定管理(利用料金制)	H11(13年) 法耐50年	西部		
25	◆デイサービスセンター港 (市営住宅港町団地敷地内) ※港図書館および港町2丁目団地集会所を併設	○	5	—	
	指定管理(利用料金制)	H7(17年) 法耐50年	北部		
26	◆デイサービスセンター花園 (市営住宅花園団地に併設)	○	3	—	
	指定管理(利用料金制)	H8(16年) 法耐50年	東央部		
27	◆デイサービスセンター戸井	○	6	—	
	指定管理(利用料金制)	H5(19年) 法耐50年	東部		
28	犬抑留所	△	3	—	
		S63(23年) 法耐38年	東央部		
29	はこだて療育・ 自立支援センター	◎	3	—	
		H23(1年) 法耐50年	東央部		
30	保健所 (総合保健センター内)	◎	2	地震	
		H14(10年) 法耐50年	中央部		
31	衛生試験所 (総合保健センター内)	◎	2	地震	
		H14(10年) 法耐50年	中央部		
32	総合保健センター (口腔保健センター等併設)	◎	2	地震	
		H14(10年) 法耐50年	中央部		
33	夜間急病センター	◎	2	地震	
	指定管理(利用料金制)	H14(10年) 法耐50年	中央部		
34	◆もと第二港保育園 (保育用教材保管庫含む)	×	5	—	子ども未来
		S48(38年) 法耐38年	北部		
35	◆赤川児童館	○	4	地震	
		H15(9年) 法耐38年	北東部		
36	◆亀田港児童館	◎	5	地震 洪水	
		H18(6年) 法耐38年	北部		
37	◆中島児童館 (中島小学校敷地内)	×	2	—	
		S20(66年) 法耐24年	中央部		
38	◆湯川児童館	×	3	地震 洪水	
		S25(61年) 法耐24年	東央部		
39	◆高盛児童館 (高盛小学校敷地内)	×	2	—	
		S16(70年) 法耐24年	中央部		
40	◆五稜児童館	×	2	—	
		S39(47年) 法耐24年	中央部		

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	所管部局
41	◆宮前児童館(借地)	×	2 中央部	地震	子ども未来
		S40(46年) 法耐24年			
42	◆人見児童館(借地)	×	2 中央部	地震	
		S42(44年) 法耐24年			
43	◆日吉が丘児童館	×	3 東央部	地震 洪水 土砂	
		S43(43年) 法耐24年			
44	◆大川児童館	×	2 中央部	地震	
		S33(53年) 法耐24年			
45	◆西部児童館 (フレトピアセンター入舟内)	○	1 西部	地震 土砂	
		S58(28年) 法耐50年			
46	◆谷地頭児童館	×	1 西部	地震 土砂	
		S45(41年) 法耐24年			
47	◆上湯川児童館	×	3 東央部	—	
		S47(39年) 法耐24年			
48	◆東川児童館 (女性センター内)	△	1 西部	地震	
		S46(40年) 法耐50年			
49	◆本町児童館	×	2 中央部	—	
		S48(38年) 法耐24年			
50	◆富岡児童館	×	4 北東部	地震	
		S42(44年) 法耐24年			
51	◆美原児童館	×	4 北東部	地震	
		S50(36年) 法耐24年			
52	◆湯浜児童館 (市営住宅湯浜団地内)	△	3 東央部	—	
		S50(36年) 法耐50年			
53	◆深堀児童館	△	3 東央部	—	
		S54(32年) 法耐38年			
54	◆鍛冶児童館	△	4 北東部	地震	
		S56(30年) 法耐38年			
55	◆昭和児童館	○	4 北東部	地震	
		H2(22年) 法耐38年			
56	◆旭岡児童館	○	3 東央部	—	
		H6(18年) 法耐38年			
57	◆桔梗児童館 (桔梗福祉交流センター内) ※桔梗福祉の家、桔梗配本所併設	○	5 北部	地震 洪水	
		H16(8年) 法耐38年			
58	◆山の手児童館	○	4 北東部	—	
		H10(14年) 法耐38年			
59	◆神山児童館	◎	4 北東部	—	
		H23(1年) 法耐38年			
60	古川母と子の家(借地)	×	3 東央部	地震	
		S41(45年) 法耐24年			

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	所管部局	
61	根崎生活館(借地) 指定管理	×	3 東央部	地震 津波	子ども未来	
		S41(45年) 法耐24年				
62	◆花園保育園	○	3 東央部	地震		
		H9(15年) 法耐50年				
63	◆湯浜保育園 (市営住宅湯浜団地内)	△	3 東央部	—		
		S50(36年) 法耐50年				
64	弥生小学校併設 学童保育専用施設	◎	1 西部	—		
		H23(1年) 法耐50年				
65	恵山クリーンセンター	○	6 東部	地震 津波		環 境
		H9(15年) 法耐38年				
66	南茅部クリーンセンター	○	6 東部	—		
		H6(18年) 法耐38年				
67	清掃センター (日乃出清掃工場ほか)	△	2 中央部	—		
		S49(37年) 法耐50年				
68	日乃出いこいの家 指定管理	×	2 中央部	—		
		S50(36年) 法耐24年				
69	リサイクルセンター	○	4 北東部	—		
		H8(16年) 法耐38年				
70	七五郎沢廃棄物最終処分場	△	4 北東部	—		
		H3(21年) 法耐24年				
71	◆職業訓練センター 指定管理	△	1 西部	—	経 済	
		S45(41年) 法耐50年				
72	勤労者総合福祉センター (サン・リフレ函館) 指定管理	○	1 西部	地震		
		H9(15年) 法耐50年				
73	計量検査所	×	2 中央部	—		
		S47(39年) 法耐38年				
74	産業支援センター 指定管理	○	5 北部	—		
		H9(15年) 法耐38年				
75	はこだてグリーンプラザ (物置、公衆便所) 指定管理	◎	1 西部	—		
		H14(10年) 法耐50年				
76	旧イギリス領事館 (開港記念館) 指定管理(利用料金制)	×	1 西部	—	観光コン ベンション	
		T2(99年) 法耐38年				
77	元町観光駐車場 (立体式・広場式) 指定管理	○	1 西部	—		
		H13(11年) 法耐38年				
78	◆写真歴史館 (元町観光案内所併設) 指定管理	△	1 西部	—		
		H7(17年) 法耐24年				
79	水産物地方卸売市場	○	1 西部	—	農林水産	
		S59(27年) 法耐50年				
80	戸井ウニ種苗センター	○	6 東部	—		
		H3(21年) 法耐38年				

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	所管部局	
81	恵山ウニ種苗センター	×	6 東部	—	農林水産	
		H1(23年) 法耐24年				
82	漁村センター 指定管理	△	3 東央部	—		
		S54(32年) 法耐50年				
83	青果物地方卸売市場 指定管理	△	5 北部	—		
		S49(37年) 法耐50年				
84	車両センター (土木部維持課事務所等)	△	4 北東部	—		土 木
		H5(19年) 法耐24年				
85	熱帯植物園 指定管理	×	3 東央部	—		
		S45(41年) 法耐38年				
86	戸井ウォーターパーク (キャンプ場、ふれあい遊湯館など) 指定管理(利用料金制)	○	6 東部	—		
		H8(16年) 法耐38年				
87	港湾部管理事務所(国有地) (大町派出所)	×	1 西部	—	港湾空港	
		S46(40年) 法耐24年				
88	港湾部管理事務所(国有地)	×	2 中央部	—		
		S59(27年) 法耐24年				
89	西ふ頭上屋	×	1 西部	—		
		S7(79年) 法耐38年				
90	中央ふ頭上屋	×	2 中央部	—		
		S32(54年) 法耐38年				
91	外航船船客船員待合所	×	2 中央部	—		
		S43(43年) 法耐24年				
92	港町ふ頭コンテナヤード 指定管理(利用料金制)	◎	2 中央部	—		
		H17(7年) 法耐38年				
93	小安西会館(借地) 指定管理	×	6 東部	地震 土砂	戸井支所	
		H1(23年) 法耐24年				
94	小安東会館(借地) 指定管理	×	6 東部	—		
		S60(26年) 法耐24年				
95	小安中央会館 指定管理	×	6 東部	地震 津波 土砂		
		S49(37年) 法耐38年				
96	釜谷会館(借地) 指定管理	×	6 東部	—		
		S54(32年) 法耐24年				
97	汐首東会館 指定管理	×	6 東部	—		
		S62(24年) 法耐24年				
98	汐首西会館 指定管理	×	6 東部	地震 津波 土砂		
		S47(39年) 法耐24年				
99	瀬田来会館 指定管理	×	6 東部	地震 津波 土砂		
		S48(38年) 法耐24年				
100	弁才町会館(借地) 指定管理	△	6 東部	—		
		H6(18年) 法耐24年				

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	所管部局
101	泊町会館 指定管理	×	6 東部	—	戸井支所
		S59(27年) 法耐24年			
102	館町会館 指定管理	×	6 東部	—	
		S57(29年) 法耐24年			
103	原木会館(借地) 指定管理	△	6 東部	—	
		H3(21年) 法耐24年			
104	戸井支所	△	6 東部	—	
		S44(42年) 法耐50年			
105	日浦会館 指定管理	△	6 東部	地震	
		S62(24年) 法耐38年			
106	御崎会館(借地) 指定管理	○	6 東部	地震 火山	
		H7(17年) 法耐38年			
107	尻岸内会館 指定管理	△	6 東部	地震 津波 土砂	
		H8(16年) 法耐24年			
108	女那川会館(借地) 指定管理	×	6 東部	地震	
		S45(41年) 法耐38年			
109	古武井会館 指定管理	×	6 東部	地震	
		S40(46年) 法耐24年			
110	中浜会館 指定管理	△	6 東部	地震 土砂	
		H5(19年) 法耐24年			
111	柏野会館 指定管理	×	6 東部	地震	
		S49(37年) 法耐24年			
112	◆つつじ保育園	◎	6 東部	—	恵山支所
		H21(3年) 法耐38年			
113	恵山支所	×	6 東部	—	
		S39(47年) 法耐38年			
114	山背泊水産倉庫 (恵山ウニ種苗センターの資材保管庫)	×	6 東部	—	
		S49(37年) 法耐24年			
115	恵山海浜公園 (なとわ・えさん交流センター) 指定管理	○	6 東部	—	
		H11(13年) 法耐38年			
116	恵山福祉センター	△	6 東部	—	
		S54(32年) 法耐50年			
117	恵山市民センター	△	6 東部	地震 津波	
		S54(32年) 法耐50年			
118	温泉源ポンプ室	△	6 東部	—	
		H8(16年) 法耐24年			
119	恵山コミュニティセンター 指定管理	◎	6 東部	地震 土砂	
		H21(3年) 法耐38年			
120	森林空間林内作業所	○	6 東部	—	
		H10(14年) 法耐24年			

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	所管部局	
121	水無海浜温泉(借地) (更衣室等)	○ H15(9年) 法耐24年	6 東部	—	榎法華支所	
122	◆ホテル恵風 指定管理(利用料金制)	○ H9(15年) 法耐50年	6 東部	地震 津波		
123	◆灯台資料館 指定管理	○ H7(17年) 法耐50年	6 東部	—		
124	銚子会館 指定管理	△ S52(34年) 法耐38年	6 東部	地震 土砂 火山		
125	元村会館 指定管理	× S51(35年) 法耐38年	6 東部	地震 火山		
126	富浦会館 指定管理	× S56(30年) 法耐24年	6 東部	地震		
127	島泊会館 指定管理	× H1(23年) 法耐24年	6 東部	地震 土砂		
128	新浜町会館 指定管理	△ H3(21年) 法耐24年	6 東部	—		
129	新八幡町会館 指定管理	△ H4(20年) 法耐24年	6 東部	地震 火山		
130	榎法華支所	△ S55(31年) 法耐50年	6 東部	—		
131	榎法華高齢者福祉総合センター (生活支援ハウス, デイサービスセンター) 指定管理	○ H12(12年) 法耐50年	6 東部	—		
132	◆ホテルひろめ荘 指定管理(利用料金制)	○ H6(18年) 法耐50年	6 東部	—		南茅部支所
133	◆南かやべ保養センター 指定管理(利用料金制)	○ H2(22年) 法耐38年	6 東部	地震 津波 土砂		
134	南かやべ健康村 (管理棟, 炊事棟など)	△ H3(21年) 法耐24年	6 東部	—		
135	南かやべこんぶ加工センター	○ H6(18年) 法耐38年	6 東部	—		
136	◆尾札部保育園	× S48(38年) 法耐24年	6 東部	—		
137	◆臼尻保育園	○ S57(29年) 法耐50年	6 東部	—		
138	南茅部支所	△ S49(37年) 法耐50年	6 東部	—		
139	もと木直保育園(借地)	× S56(30年) 法耐24年	6 東部	—		
140	うに種苗生産施設(借地)	× S59(27年) 法耐10年	6 東部	—		

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	所管部局
141	尾札部漁港(副港)展望施設	△ H7(17年) 法耐24年	6 東部	—	南茅部支所
142	古部会館(借地) 指定管理	△ H8(16年) 法耐24年	6 東部	地震 火山	
143	白井川会館 指定管理	△ H4(20年) 法耐24年	6 東部	地震 火山	
144	木直会館 指定管理	△ S54(32年) 法耐50年	6 東部	地震 火山	
145	ボン木直会館 指定管理	× S56(30年) 法耐24年	6 東部	地震 火山	
146	見日会館 指定管理	× S47(39年) 法耐24年	6 東部	地震 火山	
147	黒鷲会館 指定管理	× S56(30年) 法耐24年	6 東部	—	
148	尾札部会館 指定管理	× S52(34年) 法耐24年	6 東部	地震 火山	
149	川汲会館(借地) 指定管理	× S53(33年) 法耐24年	6 東部	地震 土砂 火山	
150	安浦会館(借地) 指定管理	× S51(35年) 法耐24年	6 東部	地震 土砂 火山	
151	臼尻会館 指定管理	× S46(40年) 法耐24年	6 東部	地震 火山	
152	大船会館 指定管理	× S47(39年) 法耐24年	6 東部	地震 火山	
153	双見会館 指定管理	× S54(32年) 法耐24年	6 東部	地震 火山	
154	磯谷会館(借地) 指定管理	× S48(38年) 法耐24年	6 東部	地震 火山	
155	望路会館 指定管理	△ H6(18年) 法耐24年	6 東部	地震 火山	
156	尾札部中央会館 指定管理	× S56(30年) 法耐24年	6 東部	—	
157	地域子育て支援センター 南かやべ	△ S51(35年) 法耐50年	6 東部	—	
158	旧図書館(国有地)	× S2(84年) 法耐50年	1 西部	—	教育委員会
159	大船遺跡埋蔵文化財展示館	○ H11(13年) 法耐24年	6 東部	—	
160	◆市民体育館 指定管理	△ S49(37年) 法耐50年	3 東央部	地震 土砂	

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	所管部局
161	日吉書庫 (もと日吉幼稚園)	×	3 東央部	—	教育委員会
		S47(39年) 法耐38年			
162	旧町民プール (戸井)	×	6 東部	—	
		S55(31年) 法耐24年			
163	恵山郷土博物館	△	6 東部	—	
		S42(44年) 法耐50年			
164	古部体育館 (もと古部小学校体育館) 指定管理	○	6 東部	地震 津波 火山	
		S56(30年) 法耐50年			
165	◆公民館	×	1 西部	—	
		S8(78年) 法耐50年			
166	◆縄文文化交流センター	◎	6 東部	—	
		H22(2年) 法耐50年			
167	青年センター 指定管理	△	2 中央部	地震 津波	
		S43(43年) 法耐50年			
168	◆亀田福祉センター (美原図書室併設) 指定管理(利用料金制)	△	4 北東部	地震	
		S46(40年) 法耐50年			
169	◆亀田青少年会館 指定管理	△	4 北東部	地震 土砂	
		S47(39年) 法耐50年			
170	◆亀田公民館	×	4 北東部	地震	
		S38(48年) 法耐24年			
171	◆文学館 指定管理	×	1 西部	—	
		T10(91年) 法耐50年			
172	博物館本館(国有地)	×	1 西部	—	
		S39(47年) 法耐50年			
173	◆北方民族資料館 指定管理	×	1 西部	—	
		T15(86年) 法耐50年			
174	◆北洋資料館 指定管理	○	2 中央部	—	
		S56(30年) 法耐50年			
175	戸井公民館	×	6 東部	地震 土砂	
		S41(45年) 法耐38年			
176	戸井郷土館	△	6 東部	—	
		S47(39年) 法耐50年			
177	戸井埋蔵文化財展示館	×	6 東部	—	
		S48(38年) 法耐38年			
178	戸井青少年会館(借地)	×	6 東部	地震 土砂	
		S43(43年) 法耐38年			
179	戸井総合学習センター	△	6 東部	地震 津波ビル	
		S53(33年) 法耐50年			
180	戸井生涯学習センター	△	6 東部	地震 土砂	
		H9(15年) 法耐24年			

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	所管部局
181	臼尻スキー場 指定管理	△ H7(17年) 法耐24年	6 東部	—	教育委員会
182	南茅部青少年会館(借地) 指定管理	× S46(40年) 法耐38年	6 東部	地震 津波 火山	
183	南茅部運動広場 指定管理	× S63(23年) 法耐24年	6 東部	—	
184	南茅部スポーツセンター 指定管理	○ S59(27年) 法耐50年	6 東部	地震 津波 土砂 火山	
185	南茅部プール 指定管理	○ H9(15年) 法耐50年	6 東部	地震 津波	
186	八幡宮外苑野球場(借地)	○ S62(24年) 法耐50年	1 西部	—	
187	恵山総合体育館 (恵山運動広場含む)	△ S48(38年) 法耐50年	6 東部	地震 土砂	
188	◆はこだて幼稚園 (千歳図書室併設)	◎ H14(10年) 法耐50年	2 中央部	地震	
189	◆戸井幼稚園	△ S55(31年) 法耐38年	6 東部	地震 土砂	
190	◆港図書室 (市営住宅港町団地敷地内) ※デイサービスセンター港および 港町2丁目団地集会所を併設	○ H7(17年) 法耐50年	5 北部	—	
191	◆旭岡図書室 (市営住宅旭岡2丁目団地 集会所併設)	△ H1(23年) 法耐38年	3 東央部	—	
192	◆千歳図書室 (はこだて幼稚園内)	◎ H14(10年) 法耐50年	2 中央部	—	
193	◆美原図書室 (亀田福祉センター内)	△ S46(40年) 法耐50年	4 北東部	地震	
194	◆湯川図書室 (湯川支所内)	○ S57(29年) 法耐50年	3 東央部	—	
195	◆桔梗配本所 (桔梗福祉交流センター内)	○ H16(8年) 法耐38年	5 北部	地震 洪水	
196	日吉運動広場 (日吉サッカー場) 指定管理	○ H8(16年) 法耐38年	3 東央部	—	
197	日吉運動広場 (日吉市民庭球場) 指定管理	× S62(24年) 法耐24年	3 東央部	—	
198	◆青少年研修センター 指定管理	○ H8(16年) 法耐50年	1 西部	地震 津波	
199	中央図書館	◎ H17(7年) 法耐50年	2 中央部	—	
200	箱館奉行所(国有地) 指定管理	◎ H22(2年) 法耐24年	2 中央部	—	

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	所管部局
201	古部埋蔵文化財保管庫 (もと古部小学校校舎)	△ S41(45年) 法耐50年	6 東部	—	教育委員会
202	磯谷埋蔵文化財保管庫 (もと磯谷小学校)	△ S44(42年) 法耐50年	6 東部	—	
203	博物館恵山収蔵庫 (もと恵山小学校)	× S51(35年) 法耐50年	6 東部	—	
204	北海道教育センター	△ S49(37年) 法耐50年	3 東央部	—	
205	埋蔵文化財仮保管庫 (南茅部川汲町)	△ H3(21年) 法耐24年	6 東部	—	
206	千代台公園 (弓道場) 指定管理	○ H12(12年) 法耐24年	2 中央部	—	
207	◆千代台公園 (野球場) 指定管理	○ H5(19年) 法耐50年	2 中央部	—	
208	◆千代台公園 (庭球場) 指定管理	○ H5(19年) 法耐38年	2 中央部	—	
209	◆千代台公園 (陸上競技場) 指定管理	○ H10(14年) 法耐50年	2 中央部	—	
210	◆市民プール 指定管理	△ S46(40年) 法耐50年	2 中央部	—	
211	青柳市民庭球場	△ H5(19年) 法耐24年	1 西部	—	
212	西桔梗野球場 指定管理	◎ H18(6年) 法耐38年	5 北部	—	
213	博物館郷土資料館 (旧金森洋物店) 指定管理	○ H11(13年) 法耐38年	1 西部	—	
214	戸井運動広場 (クラブハウス)	× S60(26年) 法耐24年	6 東部	地震 土砂	
215	榎法華総合センター (生涯学習施設)	△ S55(31年) 法耐50年	6 東部	地震 津波 土砂 火山	
216	南茅部公民館	△ S47(39年) 法耐50年	6 東部	地震 津波 土砂 火山	
217	◆市民会館 指定管理	△ S45(41年) 法耐50年	3 東央部	地震 洪水 土砂	
218	◆旧函館区公会堂 指定管理	× M43(102年) 法耐24年	1 西部	—	
219	◆芸術ホール 指定管理	○ H9(15年) 法耐50年	2 中央部	—	

今後の公共施設のあり方に関する基本方針

平成26年3月

函館市財務部管理課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL (0138)21-3504

FAX (0138)21-3510

URL <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/zaimu/>